

2023年12月28日

各 位

フジテック株式会社株主 内山高一

**フジテック株式会社における取締役候補者らに対する妨害行為に関する第三者委員会
の調査結果報告書及び関連当事者取引等に関する独立社外取締役による
調査結果等の報告に関する声明**

フジテック株式会社（以下「フジテック」といいます。）は、2023年12月19日、「取締役候補者らに対する妨害行為に関する第三者委員会の調査結果報告書及び関連当事者取引等に関する独立社外取締役による調査結果等の報告等に関するお知らせ」（以下「本件調査結果」といいます。）を公表しました。本件調査結果について、当方の見解を公表いたします。

まず、アクティビストファンドであるオアシス・マネジメント・カンパニー・リミテッドら（以下「オアシス」といいます。）の株主提案に係る取締役候補者らに対して妨害行為が行われたとの情報を受け、フジテックが第三者委員会を設置し、独立した第三者委員会による調査を行った結果、第三者委員会は、妨害行為該当性を検討した全ての行為について、違法性は認められず適法であったこと、及び、そもそもフジテック役職員の関与が認められなかったこと等を認定しました。

次に、フジテックの独立社外取締役が主体となり、外部専門家（弁護士法人大江橋法律事務所の所属弁護士）を起用して関連当事者取引等の再調査を行った結果、フジテックは、当社および当社代表取締役である内山高一等の関連当事者が行った取引について、会社法上必要な手続きは履践されており、取締役会による監視も行われていたこと等を認定し、違法性は認められず適法であったこと等を認定しました。

上記中立的立場の第三者委員会及びフジテックの依頼した弁護士にかかる事実認定の結果、オアシスが当方及びフジテック役職員につき声高に主張した二つのネガティブ・キャンペーン等は否定され、その根拠及び評価において不適切なものであったことが明らかとなりました。オアシスやその責任者であるセス・フィッシャーに対してネガティブ・キャンペーンが名誉毀損にあたるとして提起している内山高一の訴訟の主張も裏付けるものになります。

なお、本件調査結果では、ガバナンス上の問題点やガバナンスの観点から指摘できる事項等の記載がありますが、これらは何ら明確な基準を示さず各調査報告者の主観的な判断で

なされたものであって、評価に値しないものです。繰返しになりますが、本件調査結果で最も重要なことは、妨害行為として検討された行為や関連当事者取引等が適法であったこと等の事実を認定したことです。

このような適法な行為に関して、フジテックがその役職員等を処分することになれば、それは単なる見せしめ等の恣意的な処分であって、それこそガバナンス上の著しい問題が生じます。

皆様におかれましては、本件調査結果を精読いただき、本件調査結果の有する意味を適切にご認識くださいますよう、お願い申し上げます。

「本件に関する問合せ先」

東京都新宿区四谷一丁目6番1号 四谷タワー8階
さくら共同法律事務所
内山高一代理人 弁護士北村賢二郎
電話：03-6384-1134

以上